

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用の許可（変更許可を含む。）
処分権者	教育委員会教育長、指定管理者
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第9条
基準規定	周南市大田原自然の家条例第10条
審査基準	周南市大田原自然の家条例第10条 （使用の許可） 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可をしてはならない。 （１） 公安、公益その他風俗を害するおそれのあるとき。 （２） 建物及び附属設備をき損するおそれのあるとき。 （３） 管理上支障があると認められるとき。 （４） 前３号に掲げるほか、使用が不適當と認められるとき。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の減額
処分権者	市長
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第12条第1項
基準規定	周南市大田原自然の家条例施行規則第4条第1項
審査基準	周南市大田原自然の家条例施行規則第4条第1項 （使用料の減額又は免除） 第4条 条例第12条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次のとおりとする。 （1） 市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額 （2） 条例第1条の設置目的にそって、市内の社会教育関係団体が社会教育活動に使用するとき。 50パーセント減額 （3） その他周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるとき。 50パーセント減額
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第12条第2項
基準規定	周南市大田原自然の家条例施行規則第4条第2項
審査基準	周南市大田原自然の家条例施行規則第4条第2項第4条 2 条例第12条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。 (1) 市及び教育委員会が主催又は共催するとき。 (2) 自然の家の指定管理者が行政目的で使用するとき。 (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学を除く。）、主として19歳未満が在学する専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設が教育活動又は団体活動の一環として、集団宿泊訓練又は野外活動等を行うために使用するとき。 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が使用するとき。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市大田原自然の家条例第13条
基準規定	周南市大田原自然の家条例第13条
審査基準	周南市大田原自然の家条例第13条 （使用料の還付） 第13条 前条の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （１） 使用者の責めによらない理由によって使用できなくなったとき。 （２） 使用の前に使用許可の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第7条
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例第7条
審査基準	周南市学び・交流プラザ条例 第7条 学び・交流プラザ施設又は附属設備等（附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を使用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
標準処理 期間	周南市学び・交流プラザ条例 第7条 学び・交流プラザ施設又は附属設備等（附属設備及び備品をいう。以下同じ。）を使用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
備考	7日

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の減額又は減免
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第11条第3項
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例施行規則第7条
審査基準	周南市学び・交流プラザ条例施行規則 第7条 条例第11条第3項の規定より使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は、別表第3のとおりとする。ただし、次に掲げる使用料は、市又は教育委員会が主催するときを除き、減免の対象としない。 （１） 条例別表第2の冷暖房使用料、条例別表第3の照明設備使用料及び別表第1の附属設備器具使用料 （２） 大会、講演会、発表会、試合又はこれに類するもの（以下「大会」という。）で使用する別表第2のその他附属設備器具使用料 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、周南市学び・交流プラザ使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。 3 第1項に規定するもののほか、市長が必要と認める場合は、減額し、又は免除する。
標準処理 期間	周南市学び・交流プラザ条例施行規則 第7条 条例第11条第3項の規定より使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は、別表第3のとおりとする。ただし、次に掲げる使用料は、市又は教育委員会が主催するときを除き、減免の対象としない。 （１） 条例別表第2の冷暖房使用料、条例別表第3の照明設備使用料及び別表第1の附属設備器具使用料 （２） 大会、講演会、発表会、試合又はこれに類するもの（以下「大会」という。）で使用する別表第2のその他附属設備器具使用料 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、周南市学び・交流プラザ使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。 3 第1項に規定するもののほか、市長が必要と認める場合は、減額し、又は免除する。
備考	7日

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生涯学習課
処分の 名称	使用料の還付
処分権者	教育委員会教育長
根拠規定	周南市学び・交流プラザ条例第11条第4項
基準規定	周南市学び・交流プラザ条例施行規則第9条
審査基準	周南市学び・交流プラザ条例施行規則 第9条 条例第11条第4項の規定により次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を還付するものとする。 (1) 学び・交流プラザの管理上の理由により施設の使用ができなくなったとき。 既納使用料の全額 (2) 使用取消承認申請書が使用日の3日前までに提出され、かつ、その使用の中止に相当の理由があると認められるとき。 既納使用料の30パーセントの額 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、周南市学び・交流プラザ使用料還付申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
標準処理 期間	周南市学び・交流プラザ条例施行規則 第9条 条例第11条第4項の規定により次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を還付するものとする。 (1) 学び・交流プラザの管理上の理由により施設の使用ができなくなったとき。 既納使用料の全額 (2) 使用取消承認申請書が使用日の3日前までに提出され、かつ、その使用の中止に相当の理由があると認められるとき。 既納使用料の30パーセントの額 2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、周南市学び・交流プラザ使用料還付申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
備考	7日